

南こ第 230 号
令和2年4月17日

保護者様

南風原町長 赤嶺 正之
(公印省略)

保育所等における新型コロナウイルス緊急事態宣言の対応について (依頼)
【第3報】

平素より本町の教育・保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。
すでに発出された新型コロナウイルス緊急事態宣言を受けて南風原町は、次の通り対応いたします。
引き続き町内の保育所等及び学童に対して、臨時休園は行わずに、保育の提供を縮小しつつ、開所の要請を行いました。要請は厚生労働省通知に基づくものです。

保護者様へは、これまでも協力依頼を行ってきましたが、再度の家庭保育の協力を依頼し、令和2年5月6日まで児童の登園を控えるようお願い申し上げます。
一方、医療従事者等や、社会機能の維持のために就業を継続しなければいけない保護者、及びひとり親家庭などに限定して、感染予防に留意しつつ、引き続き保育の受入れを行います。

上記依頼は、新型コロナウイルス感染防止、及び施設運営維持の観点から行われるものであります。改めて保護者様のご理解・ご協力をお願いします。

記

【その他お協力事項】

○引き続き保育・預かりを行う場合は、別添「保育申出書」の事前提出を各施設にお願いします。事前に利用日を把握することで、保育スタッフの確保に努めます。

【保育料について】

○国からの通知に基づき、家庭保育にご協力いただいた期間の保育料を日割り等による減免設置の上、還付等を行う予定です。詳細は、現在、国において検討中とされているため、決定次第、別途お知らせいたします。

以上

※保育申出書は明日までに提出をお願いします。